

## はじめに

本書は、技術者・開発者や理工学部の学生のために、特許法を解説したものである。本書を執筆するに当たり、強く意識したことは「理工系の学生や技術者・開発者にとって、特許法を学ぶ目的や方法は、法律系の学生や法律実務家とは異なる」という点だ。

特許法の理論だけを学んでも、実際の技術開発の場面で、それを活かすことは簡単ではない。たとえば、特許法を学んだだけでは、発明をどのようにして文章にまとめるか、他人の特許を調べするにはどうするか、審査官に対する反論はどのように考えるかという実践に必要な能力を身につけることができない。

かといって、実際上必要な実践だけを学び、特許法の考え方を理解しなければ、応用ができず、面白くないということになりがちである。理系の人にとって、特許を実践的に使いこなせるようになることが特許法を学ぶ目的であるが、法的な理解なくして、それは実現できないのである。

そこで、本書では開発者や研究者が実務の場面で使えるように、実践と理論を解説した。特許法の基礎を解説するとともに、その基礎知識を活かして「他人の特許を調べる」「発明内容を文章にする」「審査官に反論する」「権利侵害回避のために設計変更をする」という実践への応用力が身に付くように構成した。

将来、開発者・技術者になる学生にとって、特許法の理論と実践を有機的に教えてもらう機会は、仕事に就いた後には、ほとんどないと考えてよい。企業での研修も行われているが、それほど多くの時間をかけてもらえないようである。本書は、大学の2単位程度の授業に合致したボリュームとしている。じっくりと学んで欲しい。学生の内に、これを学んでおくことの重要性和アドバンテージはきわめて大きいのである。

わかりやすく学ぶことができるように、さまざまな工夫と試みを本書に採用した。

- ① 基礎編にて扱う特許法の法律的事項については、実践編において必要となる箇所に重点を置き、実務上のウエイトが低い項目については思い切って省略した。技術者が業務において使える基礎力・応用力を効率的に取得することを目指したからである。
- ② 基礎編では特許法の全体の流れを第1章～第6章で解説した後、再び、深く知っておくべきテーマについて第7章、第8章で解説を加えるようにした。

- ③ 重要なポイントでは、現実には起こりうる事例によって問題点を示し、問題意識を持って学べるようにした。
- ④ 理解度を確認するための問題を設け、詳細な解説を巻末に掲載した。また、筆者のウェブページ (<http://www.furutani.co.jp/jissen.html>) から、基礎編を自習して学ぶためのサブノートダウンロードできるようにした。〔実践特許法資料〕で検索してください)
- ⑤ 本書を使って教える先生のために、テスト問題と解説を用意した。上記ウェブページを参照のこと。
- ⑥ 実践編においては、読者が自習可能なように演習を設けた。講義の課題として演習を用いることもできるようにした。

本書第2版発行から5年が過ぎた。初版発行から数えると12年である。今回、第3版を出していただくことになったのも、購入してくださった学生や技術者の方、教科書として使用していただいた先生方のおかげである。第3版では、主に職務発明制度の改正、異議申立制度の復活や特許庁の提供するデータベースのリニューアルに対応して改訂を行った。また、知的財産の授業を担当させていただいた関西大学システム理工学部、釧路高専、京都工芸繊維大学大学院、大阪電気通信大学など、現場での教授経験に基づいて、各章の最後の理解度確認問題を改訂した。

初版から多くの示唆を与えていただいた先生方や学生に感謝の念でいっぱいである。特に、友人であり教授法の先輩でもある釧路高専情報工学科の大貫和永教授には、多くのヒントをいただいた。感謝です。

最後に、初版より本書の意義を理解していただき、今回の改訂に至るまでにいろいろとお世話になりました共立出版(株)の寿氏、瀬水氏にお礼を申し上げます。

2016年5月 大阪江坂の事務所にて

古谷 栄男